

令和2年2月13日

建設緑政局関係議案資料 (その1)

議案第20号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

建設緑政局

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の概要

等々力硬式野球場整備計画（平成25年3月策定）に基づき整備を進めている等々力球場について、令和2年10月から予定している供用開始に合わせて、野球場等の専用使用料を改定するとともに、新設する野球場関係者室を有料で利用させる公園施設として新たに定めるもの。

2 使用料

(1) 算定の考え方

「使用料・手数料の設定基準（令和元年11月）」※1に基づき算定する。

※1 公の施設の維持管理等に関する「コストの見える化」を進めるとともに、使用料について、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するため、原価の設定方法や、その原価に対する受益者負担と公費負担の割合の考え方を示したもの。

【計算式】原価 × 受益者負担割合 ÷ 利用枠

原価	新球場全体で想定される管理経費（ランニングコスト）を算出
受益者負担割合	公共関与の必要性や収益性の要素等を基に設定（公園内運動施設は50%）
利用者数（枠）	旧野球場における実績（稼働率）を基に、想定される利用枠を算出

(2) 内容

種別	単位	原価	受益者負担割合	想定利用枠数	上限額（税込）	旧単価	備考
野球場 （グラウンド使用）	1箇所1回 （2時間以内）	29,410,000円	50%	1,400コマ	11,500円	2,500円	原価を面積で按分した額を想定利用枠数で割る。
野球場関係者室 ※2	1箇所1回 （4時間以内）	112,429,000円		50コマ	4,300円	—	
野球場会議室 ※2				50コマ	8,200円	1,000円	
野球場シャワー室	1箇所1回			20コマ	2,400円	3,000円	
野球場ロッカー室				90コマ	2,800円	1,000円	
屋内野球練習場	1箇所1回 （1時間以内）			—	—	1,300コマ	
野球場照明施設 ※2 （全点灯1,000ルクス）	1箇所1回 （1時間以内）		—	—	—	6,000円	—

（種別ごとに使用料を計算し、100円未満切り捨て）

※2 野球場関係者室及び野球場会議室についての諸室、また、野球場照明施設については別に定める。（川崎市都市公園条例施行規則）

種別	原価	受益者負担割合	想定利用枠数	使用料	部屋数 （1室の面積）	備考
野球場関係者室	112,429,000円	50%	50コマ	4,300円	1室（23㎡）	2室に区画して使用が可能 （1,500円/室）
				3,000円	1室（28㎡）	
				2,900円	3室（26㎡）	
				2,700円	4室（24㎡）	
				1,600円	1室（15㎡）	
野球場会議室	112,429,000円	50%	50コマ	8,200円	1室（73㎡）	2室に区画して使用が可能 （4,100円/室）
				1,700円	2室（16㎡）	
野球場照明施設	（1時間あたりの電気料） 11,700円	50%	—	5,800円	（1,000ルクス）	各照度の照明使用料は1,000ルクス （全点灯）の金額を基にそれぞれの照度の割合（3/4、1/2）で計算
				4,300円	（750ルクス）	
				2,900円	（500ルクス）	

3 施行期日

規則の定める日（令和2年10月1日予定）

(参考) 県内の主な球場の状況

所有者	等々力球場			サーティーフォー保土ヶ谷球場			いせはらサンシャイン・スタジアム(伊勢原球場)				横須賀スタジアム			バッティングパレス相石スタジアムひらつか(平塚球場)								
	川崎市			神奈川県			伊勢崎市				横須賀市			平塚市								
設置年 (改築年)	-			昭和24年 (平成8年)			昭和63年				平成9年			昭和60年								
施設名	分類	利用単位	料金	分類	利用単位	料金	分類	区分	利用単位	料金	分類	利用単位	料金	分類	区分	利用単位	料金					
専用使用		1回/2時間以内	11,500円		1回/2時間	7,220円	職業人		2時間	18,000円	社会人大学生	8:30 - 11:00	10,290円	職業人	市内・市外	2時間	24,000円					
							社会人大学生 (硬式)	市内		7,000円								市内	8,000円			
								市外		14,000円												
							社会人大学生 (軟式)	市内		5,000円								市外		16,000円		
								市外		10,000円												
							高校生ほか (硬式)	市内		5,000円								市外			7,500円	
								市外		10,000円												
							高校生ほか (軟式)	市内		3,000円		市外	15,000円									
								市外		6,000円												
							中学生・小学生	市内		2,000円		市外		9,000円								
								市外		4,000円												
							ナイター照明	1,000ルクス		1箇所/1回 (1時間以内)		5,800円			全点灯 (1,000ルクス)		1回/1時間	14,510円	4分の1点灯		1時間	5,000円
750ルクス	4,300円	1/2点灯	7,250円	2分の1点灯	6,000円	上記期間以外		12,340円	社会人大学生 (点灯率70%)		11,000円											
500ルクス	2,900円	1/3点灯	4,830円									社会人大学生 (点灯率45%)	7,800円									
350ルクス	2,000円			中学生以下 (点灯率45%)	5,000円																	
その他						放送設備		1回/2時間	1,400円	放送設備	1時間	300円	放送器具	使用単位時間ごと	1,540円	放送器具	市内	1時間	750円			
				スコアボード	1回/2時間	1,900円		電光式スコアボード	1時間	1,000円	スコアボード	使用単位時間ごと	3,240円	スコアボード	市内	1,500円						
																スコアボード	使用単位時間ごと		3,240円	スコアボード	市内	1,000円
				スコアボード	使用単位時間ごと	3,240円		スコアボード	市内	2,000円												
スコアボード	使用単位時間ごと	3,240円	スコアボード	市外	2,000円																	
使用料(例) (日中2h使用) (その他は含まず)	専用使用料		11,500円	専用使用料		7,220円	専用使用料 (社会人軟式市内)			5,000円	専用使用料 (社会人11:00-21:00)			8,230円	専用使用料 (社会人市内)			8,000円				
使用料(例) (夜間2h使用) (その他は含まず)	専用使用料+照明料 (半点灯で使用の場合)		17,300円	専用使用料+照明料 (半点灯で使用の場合)		21,720円	専用使用料+照明料 (社会人軟式市内+半点灯で使用の場合)			17,000円	専用使用料+照明料 (社会人11:00-21:00+7/9~9/30で使用の場合)			37,030円	専用使用料+照明料 (社会人市内+社会人(点灯率45%)使用の場合)			23,600円				

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前				
<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号</p>	<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号</p>				
<p>(有料公園施設)</p>	<p>(有料公園施設)</p>				
<p>第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。</p>	<p>第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。</p>				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 486 589 533">都市公園名</th> <th data-bbox="589 486 1066 533">種別</th> </tr> </thead> </table>	都市公園名	種別	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1171 486 1588 533">都市公園名</th> <th data-bbox="1588 486 2067 533">種別</th> </tr> </thead> </table>	都市公園名	種別
都市公園名	種別				
都市公園名	種別				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 539 589 1254">富士見公園</td> <td data-bbox="589 539 1066 1254"> 野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 駐車場 </td> </tr> </tbody> </table>	富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 駐車場	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1171 539 1588 1254">富士見公園</td> <td data-bbox="1588 539 2067 1254"> 野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 駐車場 </td> </tr> </tbody> </table>	富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 駐車場
富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 駐車場				
富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 駐車場				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 1260 589 1434">大師公園</td> <td data-bbox="589 1260 1066 1434"> 野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール </td> </tr> </tbody> </table>	大師公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1171 1260 1588 1434">大師公園</td> <td data-bbox="1588 1260 2067 1434"> 野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール </td> </tr> </tbody> </table>	大師公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール
大師公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール				
大師公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール				

改正後		改正前	
御幸公園	野球場 野球場照明施設	御幸公園	野球場 野球場照明施設
小田公園	野球場	小田公園	野球場
桜川公園	野球場	桜川公園	野球場
池上新田公園	野球場	池上新田公園	野球場
平間公園	水泳プール	平間公園	水泳プール
小倉西公園	水泳プール	小倉西公園	水泳プール
川崎市中原平和公園	野外音楽堂	川崎市中原平和公園	野外音楽堂
稲田公園	水泳プール	稲田公園	水泳プール
とんびいけ公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート	とんびいけ公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート
等々力緑地	テニスコート テニスコート照明施設 陸上競技場 陸上競技場照明施設 陸上競技場第1特別室 陸上競技場第2特別室 陸上競技場第3特別室 陸上競技場第4特別室 陸上競技場会議室 陸上競技場シャワー室 陸上競技場ロッカー室 陸上競技場関係者室 陸上競技場練習室 陸上競技場多目的室 陸上競技場放送室 陸上競技場テレビ・ラジオ中継室	等々力緑地	テニスコート テニスコート照明施設 陸上競技場 陸上競技場照明施設 陸上競技場第1特別室 陸上競技場第2特別室 陸上競技場第3特別室 陸上競技場第4特別室 陸上競技場会議室 陸上競技場シャワー室 陸上競技場ロッカー室 陸上競技場関係者室 陸上競技場練習室 陸上競技場多目的室 陸上競技場放送室 陸上競技場テレビ・ラジオ中継室

改正後		改正前	
	陸上競技場大型映像装置 陸上競技場写真判定室 補助競技場 運動広場 野球場 野球場照明施設 野球場会議室 野球場シャワー室 野球場ロッカー室 野球場関係者室 屋内野球練習場 サッカー場 サッカー場照明施設 釣池		陸上競技場大型映像装置 陸上競技場写真判定室 補助競技場 運動広場 野球場 野球場照明施設 野球場会議室 野球場シャワー室 野球場ロッカー室 (新設) 屋内野球練習場 サッカー場 サッカー場照明施設 釣池
生田緑地	ゴルフ場 駐車場	生田緑地	ゴルフ場 駐車場
多摩川緑地	野球場 サッカー場 陸上競技場 パークボール場 バーベキュー広場	多摩川緑地	野球場 サッカー場 陸上競技場 パークボール場 バーベキュー広場

2 前項の有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は、次のとおりとする。

種別	供用期間	供用時間	休場日	備考
陸上競技場 陸上競技場第 1 特別室 陸上競技場第 2 特別室	4月1日から 10月31日まで	午前9時から 午後6時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	市長は、必 要に応じ左 欄の供用期 間、供用時 間及び休場

2 前項の有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は、次のとおりとする。

種別	供用期間	供用時間	休場日	備考
陸上競技場 陸上競技場第 1 特別室 陸上競技場第 2 特別室	4月1日から 10月31日まで	午前9時から 午後6時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	市長は、必 要に応じ左 欄の供用期 間、供用時 間及び休場

改正後					改正前				
陸上競技場第3特別室	11月1日から翌年の3月31日まで	ては、午前9時から午後8時30分まで)	日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。	陸上競技場第3特別室	11月1日から翌年の3月31日まで	ては、午前9時から午後8時30分まで)	日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。		
陸上競技場第4特別室		午前9時から午後5時まで		陸上競技場第4特別室		午前9時から午後5時まで			
陸上競技場会議室		(ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)		陸上競技場会議室		(ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)			
陸上競技場シャワー室				陸上競技場シャワー室					
陸上競技場ロッカー室				陸上競技場ロッカー室					
陸上競技場関係者室				陸上競技場関係者室					
陸上競技場練習室				陸上競技場練習室					
陸上競技場多目的室				陸上競技場多目的室					
陸上競技場放送室				陸上競技場放送室					
陸上競技場テレビ・ラジオ中継室				陸上競技場テレビ・ラジオ中継室					
陸上競技場大型映像装置		陸上競技場大型映像装置							
陸上競技場写真判定室		陸上競技場写真判定室							
陸上競技場照明施設	1月1日から12月31日まで	午後6時30分から午後8時30分まで		陸上競技場照明施設	1月1日から12月31日まで	午後6時30分から午後8時30分まで			

改正後					改正前				
補助競技場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後5時まで			補助競技場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後5時まで		
運動広場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の1月31 日まで 2月1日から 3月31日まで	午前6時から 午後6時まで 午前8時から 午後4時まで 午前8時から 午後5時まで			運動広場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の1月31 日まで 2月1日から 3月31日まで	午前6時から 午後6時まで 午前8時から 午後4時まで 午前8時から 午後5時まで		
野球場 野球場会議室 野球場シャワ ー室 野球場ロッカ ー室 野球場関係者 室	4月1日から 10月31日まで	午前6時から 午後6時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前6 時から午後8 時30分まで)			野球場 野球場会議室 野球場シャワ ー室 野球場ロッカ ー室 (新設)	4月1日から 10月31日まで	午前6時から 午後6時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前6 時から午後8 時30分まで)		
サッカー場	11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前8時から 午後4時まで (ただし、照 明施設を有す るサッカー場 については午 前8時から午 後8時30分ま			サッカー場	11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前8時から 午後4時まで (ただし、照 明施設を有す るサッカー場 については午 前8時から午 後8時30分ま		

改正後						改正前					
			で、照明施設を有する野球場の11月1日から11月30日までの期間及び3月1日から3月31日までの期間については午前8時から午後8時30分まで)						で、照明施設を有する野球場の11月1日から11月30日までの期間及び3月1日から3月31日までの期間については午前8時から午後8時30分まで)		
テニスコート バレーボール 場	4月1日から 10月31日まで		午前9時から 午後6時まで (ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)			テニスコート バレーボール 場	4月1日から 10月31日まで		午前9時から 午後6時まで (ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)		
	11月1日から 翌年の3月31 日まで		午前9時から 午後5時まで (ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)				11月1日から 翌年の3月31 日まで		午前9時から 午後5時まで (ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)		
野球場照明施	3月1日から		午後6時30分	12月1日から		野球場照明施	3月1日から		午後6時30分	12月1日から	

改正後				改正前			
設	11月30日まで	から午後8時 30分まで	翌年の2月末 日までの日	設	11月30日まで	から午後8時 30分まで	翌年の2月末 日までの日
サッカー場照 明施設 テニスコート 照明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	サッカー場照 明施設 テニスコート 照明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日
屋内野球練習 場 相撲場		午前9時から 午後5時まで		屋内野球練習 場 相撲場		午前9時から 午後5時まで	
水泳プール	7月10日から 8月31日まで	午前9時から 午後5時まで	9月1日から 翌年の7月9 日までの日	水泳プール	7月10日から 8月31日まで	午前9時から 午後5時まで	9月1日から 翌年の7月9 日までの日
釣池	4月1日から 6月30日まで 9月1日から 10月31日まで	土曜日、日曜 日及び国民の 祝日に関する 法律（昭和23 年法律第178 号）に規定す る休日（以下 「休日」とい う。）に当た る日は午前6 時から午後5 時まで 上記以外は午 前8時30分 から午後5時 まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日 月曜日（ただ し、休日を除 く。） 休日の翌日 （ただし、土 曜日、日曜日 及び休日を除 く。）	釣池	4月1日から 6月30日まで 9月1日から 10月31日まで	土曜日、日曜 日及び国民の 祝日に関する 法律（昭和23 年法律第178 号）に規定す る休日（以下 「休日」とい う。）に当た る日は午前6 時から午後5 時まで 上記以外は午 前8時30分 から午後5時 まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日 月曜日（ただ し、休日を除 く。） 休日の翌日 （ただし、土 曜日、日曜日 及び休日を除 く。）

改正後					改正前				
	7月1日から 8月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前6時から 午後5時まで 午前8時30分 から午後5時 まで				7月1日から 8月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前6時から 午後5時まで 午前8時30分 から午後5時 まで		
野外音楽堂	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後8時30分 まで			野外音楽堂	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後8時30分 まで		
パークボール 場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後5時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日 月曜日（ただ し、休日に当 たるときは、 当該日直後の 休日に当たら ない日） 木曜日（ただ し、休日に当 たるときは、 当該日直後の 土曜日、日曜 日又は休日の いずれにも当 たらぬ日）		パークボール 場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後5時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日 月曜日（ただ し、休日に当 たるときは、 当該日直後の 休日に当たら ない日） 木曜日（ただ し、休日に当 たるときは、 当該日直後の 土曜日、日曜 日又は休日の いずれにも当 たらぬ日）	
バーベキュー 広場	4月1日から 9月30日まで 10月1日から	午前9時から 午後6時まで 午前9時から	12月29日から 翌年の1月4 日までの日		バーベキュー 広場	4月1日から 9月30日まで 10月1日から	午前9時から 午後6時まで 午前9時から	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	

改正後				改正前			
	翌年の3月31日まで	午後4時まで			翌年の3月31日まで	午後4時まで	
ゴルフ場	1月2日から12月31日まで	午前6時30分から午後6時30分まで	1月1日	ゴルフ場	1月2日から12月31日まで	午前6時30分から午後6時30分まで	1月1日
球技場 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室	1月1日から12月31日まで	午前9時から午後10時まで	12月29日から翌年の1月4日までの日	球技場 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室	1月1日から12月31日まで	午前9時から午後10時まで	12月29日から翌年の1月4日までの日
球技場照明施設		午後6時30分から午後10時まで		球技場照明施設		午後6時30分から午後10時まで	
駐車場		午前0時から午後12時まで (ただし、生田緑地にお	なし	駐車場		午前0時から午後12時まで (ただし、生田緑地にお	なし

改正後					改正前				
			る入場については、午前5時から午後10時まで)				る入場については、午前5時から午後10時まで)		

(使用料)

第8条 市長は、有料施設（野球場（富士見公園に設けるものに限る。）、パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室及び駐車場を除く。）を利用する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。

有料施設の使用料

種別	専用使用料		個人使用料	
	単位	金額	単位	金額
陸上競技場	1箇所／1回 ／（4時間以内）	26,000 円	1人1回	18歳以上の者 200円
				13歳以上18歳未満の者 （高校生を含む。） 100円
陸上競技場 照明施設	1回（1時間以内）	全点灯 102,000円		
		4分の3点灯 76,500円		
		2分の1点灯 51,000円		
		4分の1点灯 25,500円		
陸上競技場	1箇所／1回	18,000円		

(使用料)

第8条 市長は、有料施設（野球場（富士見公園に設けるものに限る。）、パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室及び駐車場を除く。）を利用する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。

有料施設の使用料

種別	専用使用料		個人使用料	
	単位	金額	単位	金額
陸上競技場	1箇所／1回 ／（4時間以内）	26,000 円	1人1回	18歳以上の者 200円
				13歳以上18歳未満の者 （高校生を含む。） 100円
陸上競技場 照明施設	1回（1時間以内）	全点灯 102,000円		
		4分の3点灯 76,500円		
		2分の1点灯 51,000円		
		4分の1点灯 25,500円		
陸上競技場	1箇所／1回	18,000円		

改正後				改正前			
第1特別室	／（4時間以内）	円		第1特別室	／（4時間以内）	円	
陸上競技場	同（同）	6,000円		陸上競技場	同（同）	6,000円	
第2特別室				第2特別室			
陸上競技場	同（同）	13,000円		陸上競技場	同（同）	13,000円	
第3特別室				第3特別室			
陸上競技場	1回（同）	24,000円		陸上競技場	1回（同）	24,000円	
第4特別室				第4特別室			
陸上競技場	／1箇所／1回	6,000円		陸上競技場	／1箇所／1回	6,000円	
会議室	／（同）			会議室	／（同）		
陸上競技場	1箇所	3,000円		陸上競技場	1箇所	3,000円	
シャワー室	1回			シャワー室	1回		
陸上競技場	同	3,000円		陸上競技場	同	3,000円	
ロッカー室				ロッカー室			
陸上競技場	／1箇所／1回	10,000円		陸上競技場	／1箇所／1回	10,000円	
関係者室	／（4時間以内）			関係者室	／（4時間以内）		
陸上競技場	同（同）	4,000円		陸上競技場	同（同）	4,000円	
練習室				練習室			
陸上競技場	同（同）	6,000円		陸上競技場	同（同）	6,000円	
多目的室				多目的室			
陸上競技場	1回（同）	3,000円		陸上競技場	1回（同）	3,000円	
放送室				放送室			
陸上競技場	／1箇所／1回	6,000円		陸上競技場	／1箇所／1回	6,000円	
テレビ・ラ	／（同）			テレビ・ラ	／（同）		
ジオ中継室				ジオ中継室			
陸上競技場	1箇所	50,000円		陸上競技場	1箇所	50,000円	
大型映像装	1日1回			大型映像装	1日1回		
置				置			

改正後					改正前				
陸上競技場 写真判定室	1日1回	18,000 円			陸上競技場 写真判定室	1日1回	18,000 円		
補助競技場	1回（4時間以 内）	5,000円	1人1 回	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者 （高校生を含む。） 100円	補助競技場	1回（4時間以 内）	5,000円	1人1 回	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者 （高校生を含む。） 100円
運動広場	同（1時間以内）	1,000円			運動広場	同（1時間以内）	1,000円		
野球場 （等々力緑 地に設ける ものに限 る。）	／1箇所／1回 ／（2時間以内）	11,500 円			（新設）				
野球場（富 士見公園及 び等々力緑 地に設ける ものを除 く。）	／1箇所／1回 ／（2時間以内）	2,500円			野球場（富 士見公園に 設けるもの を除く。）	／1箇所／1回 ／（2時間以内）	2,500円		
野球場照明 施設	同（1時間以内）	6,000円			野球場照明 施設	同（1時間以内）	6,000円		
野球場会議 室	同（4時間以内）	8,200円			野球場会議 室	同（4時間以内）	1,000円		
野球場シャ ワー室	／1箇所／1回 ／	2,400円			野球場シャ ワー室	／1箇所／1回 ／	3,000円		
野球場ロッ カー室	同	2,800円			野球場ロッ カー室	同	1,000円		
野球場関係 者室	同（4時間以内）	4,300円			（新設）				

改正後					改正前				
屋内野球練習場	1回（1時間以内）	1,000円			屋内野球練習場	1回（1時間以内）	650円		
サッカー場	1箇所／1回（2時間以内）	2,500円			サッカー場	1箇所／1回（2時間以内）	2,500円		
サッカー場照明施設	1回（1時間以内）	1,500円			サッカー場照明施設	1回（1時間以内）	1,500円		
テニスコート	1面／1回（1時間以内）	750円			テニスコート	1面／1回（1時間以内）	750円		
テニスコート照明施設	同（同）	800円			テニスコート照明施設	同（同）	800円		
バレーボール場	同（同）	750円			バレーボール場	同（同）	750円		
相撲場	1回（4時間以内）	5,000円	1人1回（2時間以内）	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。） 100円	相撲場	1回（4時間以内）	5,000円	1人1回（2時間以内）	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。） 100円
水泳プール	1箇所／1回（同）	18,000円	1人1回	15歳以上の者 300円 3歳以上15歳未満の者（中学生を含む。） 100円	水泳プール	1箇所／1回（同）	18,000円	1人1回	15歳以上の者 300円 3歳以上15歳未満の者（中学生を含む。） 100円
釣池			同	15歳以上の者 750円 6歳以上15歳未満の者（中学生を含む。） 200円	釣池			同	15歳以上の者 750円 6歳以上15歳未満の者（中学生を含む。） 200円
野外音楽堂	1回（4時間以内）	7,800円			野外音楽堂	1回（4時間以内）	7,800円		

改正後		改正前	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料の額は、この表の6倍以内に相当する額とする。 2 前項の規定にかかわらず、アマチュア以外の団体が陸上競技場を利用して、又は陸上競技場の利用に併せて陸上競技場第1特別室、陸上競技場第2特別室、陸上競技場第3特別室、陸上競技場第4特別室若しくは陸上競技場多目的室を利用して、入場料その他これに類する料金を徴収する場合における当該有料施設の使用料の額は、この表に掲げる使用料に当該有料施設の当該料金収入総額に100分の10以内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。 3 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示する場合の使用料の額は、この表に掲げる使用料に1箇所1日1件につき50,000円を加算した額とする。 4 附属器具の使用料については、市長が別に定める。 		<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料の額は、この表の6倍以内に相当する額とする。 2 前項の規定にかかわらず、アマチュア以外の団体が陸上競技場を利用して、又は陸上競技場の利用に併せて陸上競技場第1特別室、陸上競技場第2特別室、陸上競技場第3特別室、陸上競技場第4特別室若しくは陸上競技場多目的室を利用して、入場料その他これに類する料金を徴収する場合における当該有料施設の使用料の額は、この表に掲げる使用料に当該有料施設の当該料金収入総額に100分の10以内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。 3 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示する場合の使用料の額は、この表に掲げる使用料に1箇所1日1件につき50,000円を加算した額とする。 4 附属器具の使用料については、市長が別に定める。 	
2 前項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。		2 前項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。	